

(9) 勤続期間

① 勤続期間の計算

一般職

- (イ) 就職した日の属する月から（退職組合加入年月日）退職した日の属する月までとする。
(ロ) 職員としての在職期間には、他の地方公務員等として通算された在職期間も含む。

特別職

第5条の5に規定する職員になった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（48月限度（任期が3年の場合は36月））とする。ただし、当該職員が、前の職を退職した日の属する月に再び第5条の5に規定する職員になったときは、再び職員となった日の属する月の翌月から起算する。

② 休職、停職等期間の取扱い

職員としての在職期間中に休職、停職等期間がある場合は、下記のとおりとなります。

休職、停職等期間	関係条文	除算割合
職員団体専従期間	地方公務員法第55条の2第1項ただし書き	期間の1/1
休職及び停職	地方公務員法第27～29条	期間の1/2
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条	期間の1/2 (当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については1/3)
育児短時間勤務 (育児休業)	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条	期間の1/3 選択できる勤務形態 ・1日当たり3時間55分(週19時間35分) ・1日当たり4時間55分(週24時間35分) ・週3日(週23時間15分) ・週2日半(週19時間25分)等
自己啓発等休業	地方公務員法第26条の5	期間の1/1 (当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合は期間の1/2)
高齢者部分休業	地方公務員法第26条の3	期間の1/2 (期間の換算は、240時間をもって1月とし、1月未満の端数が生じたときは切り上げる。)
配偶者同行休業	地方公務員法第26条の6	期間の1/1

※ 高齢者部分休業以外の期間の除算計算は、現実に職務に従事しなかった期間のある月が1以上あるときとする。

③ 勤続期間の通算

- (イ) 退職の日、又はその翌日再び常勤職員として就職した場合には、在職期間が通算されるので、退職手当は支給しない。
- (ロ) 加入要件を満たし、職員とみなされたフルタイム会計年度任用職員が退職の日、又はその翌日再び他の組合構成市町村のフルタイム会計年度任用職員として就職した場合には、在職期間が通算されるので退職手当は支給しない。
- (ハ) 一般職から特別職となった場合、又は特別職から一般職となった場合には、在職期間は通算されない。(職員以外の地方公務員等の職員が任命権者の要請(復帰前提)に応じ引き続いて特別職の職員となり在職した後引き続いて職員以外の地方公務員等となる場合には、在職期間を通算する。)
- (ニ) 特別職が再選又は再任された場合でも、在職期間は通算しない。(任期毎の支給)
- (ホ) 会計年度任用職員から引き続いて常勤職員となった場合には、在職期間は通算する。
- (ヘ) 常勤職員から会計年度任用職員となった場合には、在職期間は通算しない。
- (ト) 一般地方独立行政法人等(弘前大学等)の職員が任命権者の要請(復帰前提)で転入した場合並びに国立大学法人等の職員が組合市町村の求めにより職員になったもののうち組合長が特に必要と認めた者の場合には、在職期間を通算する。

④ 転入、転出、退職派遣(条例施行規則第4条、5条)

- (イ) 組合構成市町村以外の公務員等の職員が退職した日又は翌日付で組合構成市町村の常勤職員となったときは、退職手当は支給されず在職期間が通算される。

◎ 提出書類

- 1 退職手当を受けていないことの証明書(様式第3号)
- 2 履歴書
- 3 就職報告書
- 4 発令の写又は起案文の写

- (ロ) 職員が退職の日又は翌日付で通算規定のある他の地方公共団体等の常勤職員となったときは、退職手当は支給されず在職期間が通算される。

◎ 提出書類

- 1 退職手当を受けないことの証明願(様式第4号)
- 2 履歴書
- 3 退職報告書兼退職手当請求書
- 4 職員派遣条例、協定書の写(退職派遣の場合)

※ 留意事項

- 組合構成市町村間及び青森県関係との転入、転出の場合は、退職手当を受けていないことの証明書(様式第3号)、退職手当を受けないことの証明願(様式第4号)及び履歴書は必要ない。ただし、青森県関係の病院職員の転入で組合で退職手当を支給する場合は必要。また、構成団体以外の複数の前歴期間がある場合は、それぞれの所属所分の退職手当を受けていないことの証明書(様式第3号)及び履歴書が必要。
- 退職手当を受けないことの証明願(様式第4号)には勤続期間を記入しないこと。

⑤ 一般職の1年未満の端月数

(イ) 在職期間が1年未満の場合

条例第3条(傷病又は死亡による退職を除く。)の規定により退職し在職期間が6月以上1年未満の場合、または条例第3条(傷病又は死亡による退職に限る。)、条例第4条及び第5条第1項の規定により退職し在職期間が1年未満の場合は1年とする。

(ロ) 在職期間が1年以上の場合

在職期間に1年未満の端月数がある場合はすべて切捨てる。

(10) 予告を受けない退職者の退職手当(条例第9条)

一般の退職手当には解雇予告手当又は雇止手当が含まれるので、改めて支給する必要はない。ただし、解雇予告手当又は雇止手当は、解雇と同時に支払わなければならないので、組合から支給されるまでの間は市町村の立替払いとなる。

(11) 失業者の退職手当(条例第10条)

(イ) 勤続期間12月以上(65歳以上の職員は6月以上)で退職し、支給された退職手当の額が雇用保険法の規定に基づく給付に満たないときは、その差額を雇用保険法の条件に従い支給する。

(ロ) 勤続期間12月以上(65歳以上の職員は6月以上)で懲戒免職等により退職した場合は、退職手当は支給されないの以上記(イ)に該当する。ただし、1月以上3月以内の期間内で給付制限が加えられる。

失業者の退職手当給付参考例

区分	勤続期間	年齢	退職手当	給与総額 (前6ヶ月分)	賃金 日額	基本手当 日額	所定給 付日数	待期 日数	給付 日数
A	年月 1.0	歳 22	円 87,880	円 886,578	円 4,925	円 3,940	日 90	日 22	日 68
B	年月 3.5	歳 26	円 296,800	円 1,324,675	円 7,359	円 5,187	日 90	日 57	日 33
C	年月 3.2	歳 61	円 216,000	円 984,650	円 5,470	円 4,237	日 90	日 50	日 40

○ 計算の仕方(Bの場合)

賃金日額 = 1,324,675円(前6ヶ月分の給与総額) × 1 / 180 = 7,359円(1円未満切捨て)

基本手当日額 = 0.8 × 7,359 - 0.3 { (7,359 - 5,030) / (12,380 - 5,030) } 7,359
 = 5,887.2 - 699.56 (各項の計算は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出)
 = 5,187円(1円未満切捨て)

待期日数 = 296,800円(退職手当金) ÷ 5,187円(基本手当日額)
 = 57日(1日未満切捨て)

所定給付日数 = 90日(勤続期間1年以上10年未満)

給付日数 = 90日(所定給付日数) - 57日(待機日数) = 33日

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{賃金日額に応じた給付率} \\ (45\% \sim 80\%)$$

基本手当日額の計算式及び金額 (令和4年8月1日以降)

1. 30歳以上45歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,657円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,380円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,030) / (12,380 - 5,030) \} W$
12,380円超 15,190円以下	0.5W
15,190円超	7,595円

2. 45歳以上60歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,657円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,380円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,030) / (12,380 - 5,030) \} W$
12,380円超 16,710円以下	0.5W
16,710円超	8,355円

3. 60歳以上65歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,657円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 11,120円以下	$\begin{cases} 0.8W - 0.35 \{ (W - 5,030) / (11,120 - 5,030) \} W \\ 0.05W + (11,120 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,120円超 15,950円以下	0.45W
15,950円超	7,177円

4. 30歳未満 (65歳以上の高年齢求職者給付金受給者にも適用)

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,657円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,380円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,030) / (12,380 - 5,030) \} W$
12,380円超 13,670円以下	0.5W
13,670円超	6,835円

※ 端数処理については、1円未満を切捨てる。

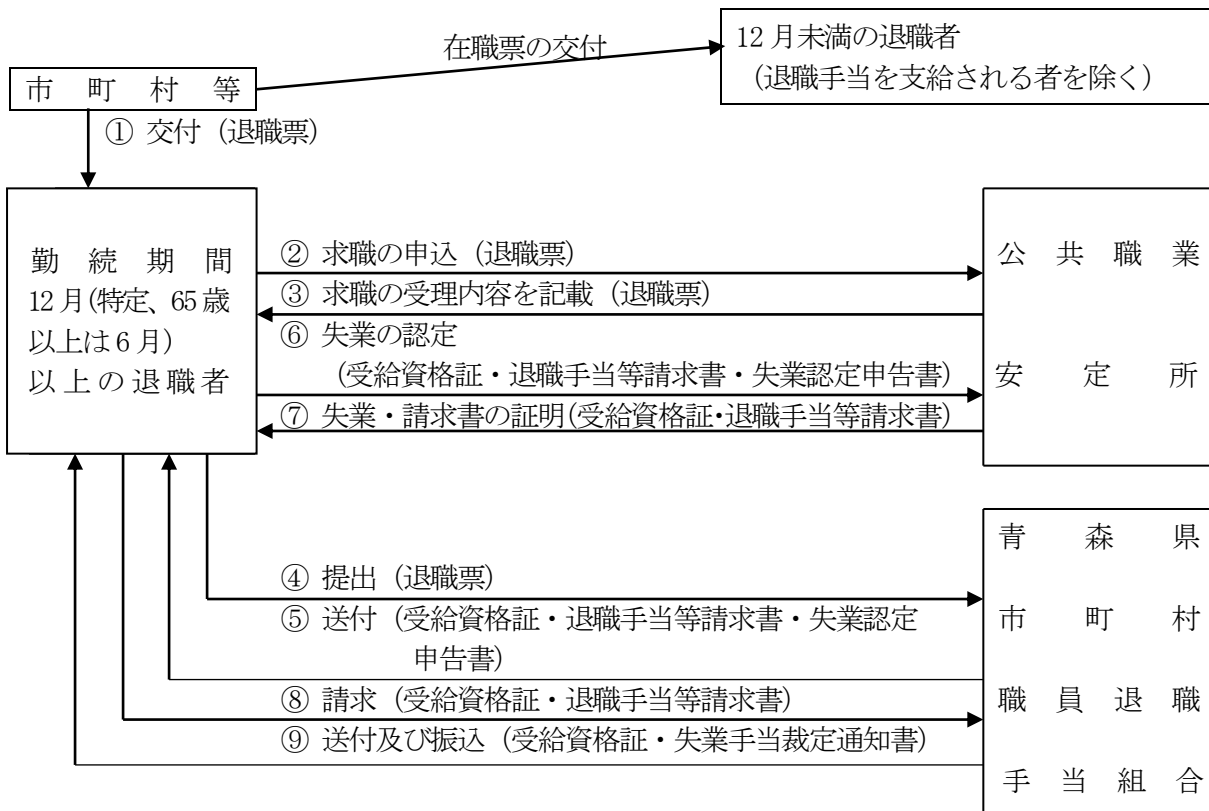
所 定 給 付 日 数

勤続期間		1 年 未 満	1 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上
年 齢					
全 年 齢 共 通		90日		120日	150日
障 害 者 等 就 職 困 難 の 者	4 5 歳 未 満	150日	300日		
	4 5 歳 以 上 6 5 歳 未 満	150日	360日		

高年齢求職者給付金（65歳以上で退職した者）

勤 続 期 間	1 年 未 満	1 年 以 上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

失業者の退職手当受給に関する手続き



※ 失業者の退職手当の受給は、就職したいという積極的な意思があり、かつ、いつでも就職できる能力（健康上、家庭環境上問題がなく働ける状態）があり、積極的に仕事を探していても失業状態である方が対象となります。

青森県市町村職員退職票 (記載例)

① 令 退 職 し た 職 員	退職手当条例上、通算された前歴期間がある場合は、当該始期を記載すること。		男・女	④ 生年月日 及び年齢	平成 8年 4月28日 満 26 歳	
	氏 名	青森 花子	性 別	女		
	⑤住所又は居所	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地58-21				
	⑥就職年月日	令和 元年 5月 1日	⑨ 給与 形態	③月給・週給等	⑩ 受給資 格区分	④一般受給資格
⑦退職年月日	令和 4年 9月 30日	③日給・時間給・		④高年齢受給資格		
⑧勤続期間	3年 5月	出来高払制等		④特例受給資格		
⑪ 失 業 基 礎 者 の と し て 退 職 手 給 当 与 算 定 額	(A) 基本となる給与が月、週その他一定の期間によって定められている者		(B) 基本となる給与が、日、時間、出来高払制その他の請負制によって定められている者		⑫賃金日額 算定の根 拠及び額	
	退職月前6月に支払われた給与の総額		退職の月前6月における労働日数		賃金日額	
	1 給料	1,182,000 円	(イ) 日、時間、出来高払その他の請負制による給与 (ロ) 月、週その他一定の期間によって定められている給与		7,359 円	
	2 扶養手当	96,000 円				
	3 時間外手当	21,315 円		月分	日	円
	4 住居手当	12,000 円		月分	日	円
	5 通勤手当	13,360 円		月分	日	円
	6 寒冷地手当	円		月分	日	円
	7	円		月分	日	円
	8	円		月分	日	円
9	円	月分		日	円	
(注) 合計 1,324,675 円		合 計		1,324,675 円		
⑬退職時に支給された退職手当	296,800 円	説明欄		⑭退職時の給料月額	197,000 円	
⑮退職事由	別紙のとおり					
⑯上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名) 青 森 花 子 (青森)						
⑰ 交 付 機 関	所 在 地	〒039-2392 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60 TEL0176-55-3111				
	市 町 村 名	六 戸 町				
	市町村の長の氏名及び印	六 戸 町 長 吉 田 豊			公 印	
⑱ 市 の 町 記 村 載 長 欄	・基本手当の日額 5,187 円 ・所定給付日数 90日(33日) ・待期日数 57日	※ 公安記 共定載 職所欄 業の				

退職時の給料月額は、「負担金に関する合計表」で報告している金額を記載すること。
※減額の給与改定による経過措置の差額は含まない。

(注) 給与の総額には、「3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」は含まないこと。

様式第10号 (別紙) (記載例)

⑮退職事由			
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】			
市町村長 記載欄	退職者 記載欄	退職の事由	※ 公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>		1 定年又は任用期間満了によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職 (定年 歳)	
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職	
<input type="checkbox"/>		2 所属市町村長からの働きかけ等によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(5) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分	
<input type="checkbox"/>		(6) 青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例第8条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職	
<input type="checkbox"/>		3 公務上の傷病による退職	
<input checked="" type="checkbox"/>		4 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 勤務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
	<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があったため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため (新住所:)	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他 (具体的に)	
<input type="checkbox"/>		5 その他 (1-4のいずれかにも該当しない場合)	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 具体的事情記載欄 (市町村長用) 妊娠による </div>	